

「KOCHI ART PROJECTS」助成金（新型コロナウイルス感染症対策）

## 助成事業募集のご案内！

申請期間 令和2年7月22日（水）～8月26日（水）  
（但し、応募状況によっては予算の範囲内で追加募集を実施します。）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされた県内の文化芸術関係団体などが、その活動を再開・継続する際に求められる感染防止策に必要な経費を支援するため、「KOCHI ART PROJECTS」助成金（新型コロナウイルス感染症対策）交付要綱に基づき助成金を交付します。

申請書類の作成方法などの手続きに関してご不明な点がございましたら、下記の事務局までお問い合わせください。

〒781-8123 高知市高須 353-2（公財）高知県文化財団 内

**高知県芸術祭執行委員会事務局**

TEL 088-866-8013 FAX 088-866-8008

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く平日とします。）

## K A P助成金（新型コロナウイルス感染症対策）を申請する際の留意事項

### 1. 助成金の概要（詳細は、助成金交付要綱をご覧ください。）

#### 対象者

高知県内に事務所または活動拠点を有し、高知県芸術祭の開催期間中（令和2年9月12日～12月15日）に協賛行事として文化芸術活動を行う団体（県、市町村等を除く）、個人及び芸術祭終了後（令和2年12月16日）から令和3年3月31日までの間に文化芸術事業を行う団体、個人が対象です。

※芸術祭終了後に文化芸術事業を行う場合は、過去5年間に於いて複数回の事業実績が必要となります。

※事業が長期にわたる可能性のある場合には、ご注意ください。

#### 対象事業

次の要件のすべてに適合するものとします。

1. 新型コロナウイルス感染症対策を行って高知県内で開催される文化芸術活動であること。
2. 当該助成金以外に国及び地方公共団体等からの新型コロナウイルス感染症対策にかかる助成金・補助金等を受けない事業であること。
3. 興行その他専ら営利、宣伝を目的としないもの。
4. 特定の政治又は宗教活動を目的としないもの。

※1の団体・個人が複数事業を実施する場合に、申請できるのは1事業に限ります。

#### 助成金の額及び助成対象（外）経費

助成金交付要綱の別表（3頁）をご覧ください。

### 2. 申請の手続き等について

#### 申請方法

封筒の表に「K A P助成金（新型コロナウイルス感染症対策）申請書在中」と朱書きのうえ、所定の申請書類を高知県芸術祭執行委員会事務局まで郵送または持参してください。

なお、メール、FAXでの申請は受け付けできませんので、ご注意ください。

#### 必要書類

次に掲げる書類を添えて申請してください。

1. 交付申請書（第1号様式）
2. 収支予算書（第2号様式）
3. 事業内容がわかる資料（写真、イメージ図可）
4. 芸術祭終了後に事業を実施する場合は、過去5年間に複数回の文化芸術事業を実施したことが確認できる資料

（注）1～2の申請書類は、芸術祭公式ホームページからダウンロードして頂くか、事務局までお越し願います。なお、申請書類は原則返却いたしませんので必要な場合はコピーをお願いします。

#### 交付決定

申請書類をもとに書類審査を実施のうえ、審査結果については9月中旬頃までに、全ての申請団体または個人に郵送にてお知らせします。

（注）当該申請者が、4頁の助成金交付要綱の別紙（第2条、第6条関係）に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は、決定の通知後であっても助成金の交付の決定を取り消す場合があります。

#### 事業の変更または中止

やむをえず事業内容（開催日、会場等）を変更または中止する場合は、速やかに電話、メール等で事務局に連絡のうえ、変更承認申請書（第3号様式）または中止届出書（第4号様式）を提出し、承認を得る必要があります。必要な手を怠ったときは、助成金の交付の決定を取り消す場合があります。

### 3. 事業終了から助成金の交付まで

#### 実施報告書の提出

会計の区分経理を実施したうえで、助成対象事業の終了後1カ月以内に下記資料を提出してください。

1. 実施報告書（第5号様式）
2. 収支決算書（第6号様式）（注）収支の証拠書類（領収書のコピー等）を添付すること。
3. 当該事業の実施状況がわかる資料（写真、パンフレット、新聞記事等）

（注）必要となる領収書のコピー等を提出していただきますが、助成対象事業の収入支出の帳簿及び証拠書類は5年間保存し、必要に応じて提出できるようにしてください。  
なお、保管不備の場合、助成金の返還を求める場合もありますのでご注意ください。  
（必要な場合は、立ち合いのもと確認させていただきます。）

#### 助成金の交付

実施報告書の提出により内容を審査のうえ、助成金額を確定し確定通知書をお送りします。

確定通知書を受け取ったときは、請求書（第7号様式）を10日以内にご提出ください。請求書の受理後、2週間以内に指定口座にお振込みします。

（注）助成対象経費が申請時より減少した場合などには、事業実施後の収支決算書に基づき確定額が減額となる場合があります。

#### 助成金の交付に関する注意事項

◎ 次のような場合は、助成金の交付の決定後または交付後であっても、助成金の全額または一部について交付の取り消しや変更、返還を求める場合があります。

- （1）申請内容に虚偽があることが判明したとき
- （2）活動の実施、継続が困難であると委員長が判断したとき
- （3）実施報告内容に虚偽があることが判明したとき
- （4）正当な理由なしに証拠書類等が所定の期間（当該事業の完了後5年間）、保存されていないとき
- （5）その他、要綱の定めに違反したとき

助成金交付要綱の別表  
(助成金の額および助成対象経費について)

「KOCHI ART PROJECTS」助成金（新型コロナウイルス感染症対策）の助成額については、以下のとおりとする。

助成金の額	助成金額は、対象経費の4分の3以内の金額で、かつ10万円以内とする。 ※1,000円未満切り捨て
-------	---

助成金の助成対象経費は以下のとおりとする。ただし、次に掲げる費目がないものについては、事務局に問い合わせること。

1. 事業者が支出する助成対象事業のうち新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費のうち、実施報告時に領収書等により、日付、支払者、内容（明細）、金額等が確認できるものを助成対象経費とする。

項 目	内 容（参考例）
会場使用料	「身体的な距離」を確保して公演等を実施する会場使用料、無観客公演のオンライン配信に要する会場使用料 など
会場設営費	レンタル備品（飛沫防止透明ビニールフェンス、注意喚起サイン） など
謝 金	感染予防対策に従事するスタッフに係る謝金 など
消耗品費	消毒用アルコール、非接触型体温計、マスク など
そ の 他	無観客公演等のオンライン配信に要する経費（機材レンタル） など

※会場使用料については、国が示すイベント開催時の会場における収容率の制限が解除され、通常の定員数の入場が可能となった場合は、助成対象外とする。

2. 次に掲げる経費は、助成対象外とする。

- ①恒常的に使用する事務所を借りるための借用料
- ②事務員やアルバイト等の長期にわたる人件費。ただし、事業当日や準備など、一時的な手伝いに対する謝礼はこの限りではない。
- ③団体構成員に対する謝金
- ④懇親会等の飲食にかかる費用
- ⑤パソコン等の備品購入費

助成金交付要綱の別紙（第2条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を給与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。